

目 次

津市条例

津市市税条例等の一部を改正する条例

津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市訓令

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

公示送達

認証業務関連事務の委任に係る告示

津市公告

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

(仮称)津のまち音頭製作業務に係るプロポーザルの実施

犬の抑留

津市議会規則

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 35 号

津市市税条例等の一部を改正する条例

(津市市税条例の一部改正)

第 1 条 津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 33 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 34 条の 4 の 2 第 1 項中「法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 に定めるところにより算定した純資産額）をいう」を「資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合にあつては、資本金の額及び資本準備金

の額の合算額又は出資金の額」に改める。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、

住所及び氏名又は名称)」に改める。

第153条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金税額控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の5の2第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変

更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の5の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第16条及び第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽

自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第３項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第８２条第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

- ２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第８２条第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第８２条第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円

	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

第16条の2 削除

(津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中津市市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中津市市税条例第33条第2項にただし書を加える改正規定、第36条の2第8項、第36条の3の3第4項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第153条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第2項、第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項、第6条並びに第7条の規定 平成28年1月1日
- (2) 第1条中津市市税条例第23条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項の改正規定並びに附則第16条及び第16条の2の改正規定（同条に係る部分に限る。）並びに次条第7項及び第5条の規定 平成28年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第51条第2項第1号の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法

人の市民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第23条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第36条の2第8項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の津市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成2

8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法
---------	------------------	--

		施行規則（以下この節において「平成２７年改正前の地方税法施行規則」という。）第４８号の５様式
第９８条第２項	施行規則第３４号の２の２様式	平成２７年改正前の地方税法施行規則第４８号の６様式
第９８条第３項	施行規則第３４号の２の６様式	平成２７年改正前の地方税法施行規則第４８号の９様式
第９８条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	平成２７年改正前の地方税法施行規則第４８号の５様式又は第４８号の６様式

- ４ 平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第９２条第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。
- ５ 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成２

7 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	津市市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年津市条例第 号。以下この条及び次章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 5 条第 6 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項
第 19 条第 3 号	第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第

		20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本に

つき 4 3 0 円とする。

- 1 0 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 2 9 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 2 9 年 1 0 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	から前項まで	、第 5 項及び前項
第 7 項の表第 1 9 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 9 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 9 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 9 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 9 8 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 0 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 1 条	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項に

第 2 項の項		において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 1 1 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，0 0 0 本につき 6 4 5 円とする。

- 1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 1 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 0 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 1 1 項の
	から前項まで	、第 5 項及び前項
第 7 項の表第 1 9 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項

第 7 項の表第 1 9 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 9 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 9 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 9 8 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 0 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 1 項

- 1 3 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，0 0

0本につき1, 262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条	附則第5条第6項	附則第5条第14項に

第 2 項の項		において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 3 項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 1 3 9 条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 1 5 3 条の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 1 5 3 条の規定による申告について適用し、同日前行われた旧条例第 1 5 3 条の規定による申告については、なお従前の例による。

津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 36 号

津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 津市個人情報保護条例（平成 18 年津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 3 号を加える。

(8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）

第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(10) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第 10 条第 1 項各号列記以外の部分及び同条第 2 項中「又は」の次に「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第 10 条の 2 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第 12 条中「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第 35 条を次のように改める。

（自己情報の利用停止等請求）

第35条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第9条の規定に違反して収集されたものであるとき、第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条、第10条の2又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による請求（以下「利用停止等請求」という。）について準用する。

第37条中「消去又は利用若しくは提供の停止（以下「利用停止等」という。）」を「利用停止等」に改める。

第2条 津市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）を」に改め、「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を」を削り、同条第2項中「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を」を削る。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて、保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(2) 本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定に基づき、個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて、保有特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

第14条第2項中「認める者」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第27条第1項中「自己情報が」を「自己情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が」に改める。

第35条第1項第1号中「第10条」の次に「若しくは第10条の2」を加え、同項第2号中「第10条の2」を「第10条の3」に改める。

第3条 津市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第10条の2第1項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）」を加える。

第10条の3を第10条の4とし、第10条の2の次に次の1条を加える。
（情報提供等記録の利用の制限）

第10条の3 実施機関は、個人情報の取扱いに係る事務の目的の範囲を超えて、情報提供等記録を当該実施機関の内部で利用してはならない。

第32条第4項中「自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 実施機関は、第1項の決定に基づき当該実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、訂正の内容を通知しなければならない。

第35条第1項中「自己情報が」を「自己情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、同項第2号中「第10条の3」を「第10条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成28年1月1日

(2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる
規定の施行の日

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 37 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 津市手数料徴収条例（平成 18 年津市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 17 号を第 18 号とし、第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次のように加える。

(15) 個人番号に係る通知カードの再交付	1 件につき	500 円
-----------------------	--------	-------

第 2 条 津市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 14 号及び第 15 号を次のように改める。

(14) 個人番号に係る通知カードの再交付	1 件につき	500 円
(15) 個人番号カードの再交付	1 件につき	800 円

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 38 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「（肉豚に係るものを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡（火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものを除く。）に係る通知については、この限りでない。

第 69 条第 1 項第 5 号中「又は第 6 項」を「若しくは第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行する。

津市訓令第 1 1 号

庁中一般

出先機関

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令

津市地域包括支援センター設置規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 認知症初期集中支援に関すること。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

津市告示第 230 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 27 年 9 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0431437	平成 26 年 10 月 1 日	平成 27 年 8 月 17 日
2174907	平成 26 年 10 月 1 日	平成 27 年 8 月 21 日

津市告示第 2 3 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、
保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり
告示する。

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 9 月 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 7 年 9 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 9 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 9 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 9 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 9 月 1 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 9 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 9 月 1 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 9 月 1 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 9 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 3 2 号

下記の者の配当計算書（謄本）、充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 9 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）、 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の配当計算書（謄本）、充当通知書及び債権差押解除通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成27年9月24日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）、充 当通知書及び債権差押 解除通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 3 4 号

電子署名等にかかる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり委任したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 7 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 認証業務関連事務を委任した日

平成 2 7 年 9 月 2 4 日

2 委任した者

(1) 名称

地方公共団体情報システム機構

(2) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町 2 5 番地

津市公告第 1 0 9 号

地方自治法第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の所有権の保存に関する申請を相当と認め、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 7 年 9 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	小西地区
区 域	三重県津市美杉町八知小西地区全域（元小西、宮の下、住宅、下神河、上神河、奥出、庄屋出）とする。
主たる事務所	三重県津市美杉町八知 1 5 1 3 番地

2 申請不動産に関する事項（土地）

地 目	山林
面 積	4 6 9 m ²
所 在 地	津市美杉町八知字鎌倉 4 5 8 番

地 目	宅地
面 積	5 2 8 . 9 2 m ²
所 在 地	津市美杉町八知字法師ヶ野 1 9 8 8 番

3 申請事項に関し異議申出ができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

平成 2 7 年 9 月 1 6 日から平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

5 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する

書類を添付して提出

【担当課（問い合わせ先）】

津市市民部地域連携課対話連携担当

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3110

ファクス 059-229-3366

津市公告第 1 1 0 号

（仮称）津のまち音頭製作業務について、次のとおりプロポーザルを実施するので、公告します。

平成 2 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務概要

- (1) 業務名 （仮称）津のまち音頭製作業務
- (2) 契約期間 契約締結日から平成 2 8 年 3 月 4 日まで
- (3) 提案上限額 6, 1 1 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む額）

2 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、参加資格要件の全てを満たす者としします。

- (1) 津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登録されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けること。

ア 法人にあたっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあたっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類

カ 本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成 2 1 年 4 月 8 日施行）による指名

停止を受けていないこと。

- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

3 プロポーザル実施スケジュール

公告及び実施要領等の配布	平成２７年 ９月２９日（火）から １０月 ５日（月）１７時まで
質問書の受付	平成２７年 ９月２９日（火）から １０月 ２日（金）１７時まで
質問書の回答期限	平成２７年１０月 ６日（火）
参加申込書等提出期限	平成２７年１０月 ８日（木）１７時まで
参加資格審査結果の通知	平成２７年１０月 ９日（金）
企画提案書等の提出期限	平成２７年１０月１６日（金）１７時まで
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	平成２７年１０月１９日（月）１６時から

審査結果通知	平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日（火）以降速やかに
--------	-------------------------------

4 実施要領等の配布

実施要領等は、観光振興課で配布するほか（仮称）津のまち音頭当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方となる最優先候補者の選定

津市（仮称）津のまち音頭製作業務プロポーザル方式審査委員会において提案内容を審査し、最も高い評価を得た応募者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結

審査の結果、最優先候補者として選定された応募者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た応募者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「（仮称）津のまち音頭製作業務プロポーザル方式実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市商工観光部観光振興課

電 話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 7 0

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 5

津市公告第 1 1 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 7 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 7 年 9 月 1 8 日

2 抑留期間 平成 2 7 年 9 月 3 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市一志町	雑種	茶	雄	中	9 1 日 以上	首輪あり
2	津市江戸橋	雑種	白	雄	小	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

津市議会議長 田 矢 修 介

津市議会規則第 1 号

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市議会会議規則（平成 18 年津市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 82 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市教育委員会告示第11号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成27年9月17日

津市教育委員会

委員長 坪 井 守

- 1 招集の日時 平成27年9月18日（金） 午前9時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 平成27年度津市教育功労者表彰について